

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

賠償責任の補償(施設所有(管理)者賠償責任保険・請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことによる法律上の損害賠償責任を補償

対象工事	ご加入事業者が日本国内で行う全ての建築工事を主体とする工事
被保険者 (保険の補償を受けられる方)	ご加入事業者およびその全ての下請負人 ※施設所有(管理)者賠償責任保険は、ご加入事業者のみとなります。ただし、下請負人については、ご加入事業者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

1-1.基本契約の補償内容

(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約)

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額							
<p>下記の事故により、他人に身体の障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者(補償の対象となる方)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>【施設所有(管理)者賠償責任保険】 (1)被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故 (2)施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>【請負業者賠償責任保険】 (1)仕事の遂行に起因する偶然な事故 (2)仕事の遂行のために被保険者が所有または管理する施設※に起因する事故 ※仕事を遂行するために設置された仮設事務所、宿舍、倉庫、資材置場その他の仮設物(仕事の有無にかかわらず常設されるものは除きます)をいい、本社事務所、工事現場は施設に該当しません。</p> <p>【生産物賠償責任保険】 (1)製造・販売、飲食業等の場合 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます)に起因して生じた偶然な事故 (2)工事や作業を行う事業の場合 被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます)の結果に起因して、仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます)または放棄の後、生じた偶然な事故</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p>							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">保 険 金 の 額</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 30%;">①損害賠償金</td> <td style="width: 10%;">+</td> <td style="width: 30%;"> ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用 ⑥争訟費用 </td> <td style="width: 10%;">-</td> <td style="width: 10%;">基本契約の 免責金額 (自己負担額)</td> </tr> </table>	保 険 金 の 額	=	①損害賠償金	+	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用 ⑥争訟費用	-	基本契約の 免責金額 (自己負担額)
保 険 金 の 額	=	①損害賠償金	+	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用 ⑥争訟費用	-	基本契約の 免責金額 (自己負担額)		

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

【施設所有(管理)者賠償責任保険】

- 次の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
 - ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
 - ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
 - ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
 - ・ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
 - ・ 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
 - ・ 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限ります。
 - ・ 航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ・ 施設外における船または車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ・ 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ・ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
 - ・ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
 - ・ LPガスの販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます)に起因して生じた損害賠償責任
 - ・ 原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少もしくは漁獲物の品質が低下したことによる損害賠償責任

■ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ③ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
- ④ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

など

【請負業者賠償責任保険】

- 次の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
 - ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
 - ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
 - ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
 - ・ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
 - ・ 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
 - ・ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した次のいずれかに該当する損害賠償責任 ① 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ② 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます)、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ③ 地下水の増減に起因する損害賠償責任
 - ・ 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・ 航空機、自動車または原動機付自転車(工作車を除きます。下記「工作車の取扱い」をご参照ください)の所有、使用または管理(貨物の積み込み、積卸し作業を除きます)に起因する損害賠償責任
 - ・ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
 - ・ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
 - ・ じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - ・ 騒音に起因する損害賠償責任
 - ・ 塗料またはその他の塗装用材料(以下「塗料」といいます)の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装(吹付けを含みます)作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、「塗料等飛散・拡散危険に関する特約」付帯の為当該規定を適用しません。
 - ・ LPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます)に起因する損害賠償責任
 - ・ 被保険者相互間の事故に起因する損害賠償責任
 - ・ 被保険者の管理する以下の財物の損壊による損害賠償責任
被保険者が第三者から借用中の財物(レンタル、リース等による財物を含みます)
 - ② 被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます)
 - ③ 上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等(動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます)を目的として、被保険者が受託している財物 ④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤ 上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます)

など

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

【生産物賠償責任保険】

- 次の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ・ 直接であると間接であると問わず、石綿(アスベスト)、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- ・ 直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- ・ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任
- ・ 次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます)について負担する損害賠償責任
- ① 生産物
- ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます)
- ・ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ・ 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- ・ 完成品(生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします)の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任
- ・ 製造・加工品(注)の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任
- ・ 次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任
- ① 医薬品等
- ② 農薬取締法第2条(定義)に規定する農薬
- ③ 食品衛生法第4条に規定する食品
- ・ LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任
- (注) 次の財物をいいます。
- ① 生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
- ② 生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物

- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任
- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
- ③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ④ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

- 次の費用を負担することによって被る損害
- ・ 生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません)

など

1-2. セットされる主な特約等の補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)
<p>使用不能 損害拡張 補償特約</p> <p>施設賠償</p> <p>請負賠償</p>	<p>被保険者が所有、使用または管理する施設または被保険者が行った仕事の遂行に起因する偶然な事故により発生した、他人の財物の使用不能(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粋使用不能損害」といいます)に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。(注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p>	<p>1-1. 基本契約でお支払いする ①～⑥の保険金</p> <p>1事故および保険期間中100万円が限度となります。 免責金額(自己負担額)は1,000円です。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外のものによってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 <p>など</p>
<p>使用不能 損害拡張 補償特約</p> <p>生産物賠償</p>	<p>被保険者が生産もしくは販売した生産物または被保険者が行った仕事の結果に起因する偶然な事故により発生した、他人の財物の使用不能(注)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粋使用不能損害」といいます)に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する場合には限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合。 ・生産物や仕事の目的物に起因するものについては、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合。 <p>(注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p>	<p>1-1. 基本契約でお支払いする ①～⑥の保険金</p> <p>1事故および保険期間中100万円が限度となります。 免責金額(自己負担額)は1,000円です。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 ・生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 <p>など</p>
<p>生産物自 体の補償 に関する 特約</p> <p>生産物賠償</p>	<p>生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物(注)の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物(以下「事故原因生産物」といいます)の損壊またはそれに伴う使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(注)事故原因生産物および事故の原因となった製造・加工品を除きます。</p>	<p>1-1. 基本契約でお支払いする ①～⑥の保険金</p> <p>1事故および保険期間中、基本契約の対物の1事故支払限度額×3%が限度となります。 免責金額(自己負担額)は基本契約の対物の免責金額と同額が別個に適用されます。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「財物損壊の保険期間中総支払限度額」が減額されます。</p>	<p>—————</p>
<p>工作車の取扱 請負業者特別 約款</p> <p>請負賠償</p>	<p>作業場内(注1)、作業区間内(注2)および施設内において、被保険者が所有、使用または管理するブルドーザー、パワーショベル等の工作車(ダンプカーを含みません)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。</p> <p>(注1)仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。 (注2)仕事の遂行のために、仕事を行っている間は不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。</p>	<p>1-1. 基本契約でお支払いする ①～⑥の保険金</p> <p>基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。 ※自賠償保険等(責任共済を含みます)(注3)または自動車保険等(自動車共済を含みます)により支払われるべき金額の合算額が免責金額より大きい場合は、その合算額が免責金額として適用されます。 (注3)自賠償保険等を締結すべき工作車が自賠償保険等に参加していない場合、自賠償保険等から支払われる金額に相当する額をいいます。</p>	<p>—————</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>被害者治療費等 補償特約</p> <p>施設賠償</p> <p>生産物賠償</p> <p>請負賠償</p>	<p>基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等（治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます。以下同様とします）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、引受保険会社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 <p>（注）この保険金は、法律上の損害賠償責任が発生しなくてもお支払いしますが、法律上の損害賠償責任を負担して基本契約の保険金が支払われる場合には、この特約の保険金は基本契約の損害賠償金に充当します。</p>	<p>支出した次の①・②・③の費用</p> <p>①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます）</p> <p>②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代、弔電費用等を含みません。</p> <p>③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用</p> <p>次の額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>ア. 被害者1名につき 50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度（見舞品の購入費用については3万円が限度）</p> <p>イ. 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 <p style="text-align: right;">など</p>
保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）		
<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします）の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 		
<p>初期対応費用 補償特約</p> <p>施設賠償</p> <p>生産物賠償</p> <p>請負賠償</p>	<p>基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した右記のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限ります。</p>	<p>支出した次の①～⑦の費用</p> <p>①事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません）</p> <p>②事故現場の写真撮影費用</p> <p>③事故状況調査・記録費用</p> <p>④事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限ります）</p> <p>⑤事故現場の後片付け・清掃費用</p> <p>⑥被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費または宿泊費</p> <p>⑦通信費</p> <p>1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
訴訟対応費用 補償特約 施設賠償 生産物賠償 請負賠償	基本契約(基本契約にセットされる特約を含みます)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した右記のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限りです。 (注)結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">支出した次の①～⑦の費用</div> ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。) ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 ⑦被保険者・役員または使用人の交通費または宿泊費 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
昇降機 危険補償特約 施設賠償	施設にあるエレベーターまたはエスカレーターを所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故(エレベーターまたはエスカレーターに積載された他人の財物に生じた事故を含みます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1-1. 基本契約でお支払いする①～⑥の保険金</div> <基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。>	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任など

漏水補償特約 施設賠償	施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1-1. 基本契約でお支払いする①～⑥の保険金</div> <基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。>	_____
---------------------------	--	---	-------

工事発注者 責任補償特約 施設賠償	施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事(以下「施設工事」といいます)に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことにより、施設工事の発注者として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。	_____
------------------------------------	---	---	-------

補償内容	
損害賠償 請求ベース特約 生産物賠償	<p>保険期間中になされた損害賠償請求を支払対象とする特約です。基本契約では、保険期間中に発生した事故(他人の身体の障害または財物の損壊)がお支払いの対象となりますが、この特約をセットした場合には、保険期間中になされた損害賠償請求がお支払いの対象となります。ただし、ご契約時に設定した遡及日(通常、引受保険会社との初年度契約の始期日を設定します)以降に発生した事故に限りです。</p> <p>※この保険契約の開始日において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害賠償請求に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>遡及日(初年度契約の始期日) ▲</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
<p style="text-align: center;">来訪者財物 損害補償特約</p> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">施設賠償</p>	<p>保険期間中に発生した施設に入場した者の財物(以下「来訪者財物」といいます)の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額)が限度となります。 免責金額(自己負担額)は3,000円です。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。 <p style="text-align: right;">など</p>

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額
<p style="text-align: center;">管理財物損 壊補償特約</p> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">請負賠償</p>	<p>補償管理財物(※)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)補償管理財物とは、次の⑤に規定する財物で、次の①から④までに該当しない財物を含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が第三者から借用中の財物(レンタル、リース等による財物を含みます。) ②被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。) ③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等(動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。)を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。) 	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額が限度となります。 免責金額(自己負担額)は基本契約と同額となります。</p>
	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)	
	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と生計を共にする同居の親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ・ 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と生計を共にする同居の親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ・ 作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・ 補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害 <p style="text-align: right;">など</p>	